

った雇用許可制でなく、労働者側の立場を尊重して労働許可制としたほうがいいのではないか、という意見も聞かれた。佐野は、雇用許可制を産業研修制度よりは労働者としての権利が擁護されるために一定の評価をするものの、雇用許可制導入以降も依然として低賃金・長時間労働であり、さらには女性に対する痛ましい人権侵害が数多く報告されており、残された課題は多い。ところが李明博政権になり、外国人労働者政策から、多文化政策、統合政策へとシフトしている。そのため女性結婚移民者に政策的な関心と支援が集中し、他方、期限付きの女性外国人労働者に対する政策や支援は極めて弱くなっている。

7. 多文化家族支援政策の考察

韓国における外国人政策は、在韓外国人処遇基本法（2007年）と健康家族基本法（2003年）のふたつの基本法が重なる多文化家族支援に関する施策が、特に充実している。日本における外国人政策および社会統合政策の施策や、言語支援、職業支援、相談事業など個々のプログラム実践の面で、日本における外国人との多文化共生施策にとって参考になる取り組みが多々散見される。

とくに日本でも少子高齢化、労働者不足の現状は韓国の社会状況とよく似ており、グローバル化進展の中、国際結婚は増加傾向が続くと予測される。国際結婚による外国籍住民と共生する際に、韓国の取り組みから参考になると思われる主な事業は以下の3点である。

① 入国前後の事前準備プログラム

（結婚仲介業者が関与する結婚において）結婚移民者は、入国前に本国で、日本語の学習および生活情報の提供を受ける。結婚移民受け入れ側は、本国で、国際結婚に関する異文化理解の講習を受ける。入国後、夫婦ともに、異文化理解や在留資格など法的手続きの講習を受ける。

② 適応促進プログラム

A 言語（日本語学習）、生活支援

B 職業支援

C 困った時の相談、多言語情報提供

③ 国際結婚による、もしくは外国にルーツをもつ子どもの発達支援、教育、情緒、社会関係。

しかし、重視されているのは「多文化」ではなく「多文化家族」であり、その支援対象に雇用許可を得て来日する外国人や、在韓の外国人カップルの家族、さらに国際結婚が破たんした元「多文化家族」の外国人の在留資格や生活再建には言及されていない。また、日本生まれの「韓国」国籍者には多文化家族支援の対象とならない。家族政策重視という限定的な社会統合政策であると言えるだろう。

E. 結論：「女性支援」の中に「外国籍女性支援」を

現在の「女性支援」に関する施策は、「外国籍女性の支援」を明確に含めているとは言い難い。外国籍女性にはとくに「言語」と「在留資格」という障壁があり、現実には日本人女性と異なる支援が必要な現実がある。ところが政府も多くの自治体も、これまで、支援の対象者に外国籍女性は含まれていないかのような感覚で、問題を捉えてきた。それに代わ

って外国籍女性の支援を行ってきたのは民間団体であった。

支援が必要な女性には属性と個性があり、「標準的な女性」を想定する支援策には限界がある。「外国籍女性」がもつ脆弱性を認識し、女性支援策の中にきちんと位置づける必要がある。

本研究では、日本で外国人女性がDV被害に遭ったときに直面する課題解決のための支援を行うときには、在留資格や子どもの国籍など法的地位に関する理解、通訳者の養成および通訳者活用時の留意、生活再建に向けた自立支援マネジメントスキル（同伴、同居する子どもを含む）、人身取引被害者への対応スキルなどさまざまな技能（スキル）や理解など専門性を高めるための研修モデルなどが必要であることが明確となった。

以下に研修モデル案を示す。

1. 日本における外国人女性の法的地位(在留資格、国籍)の理解を促す研修モデル案(全4回)

第1回 「外国籍配偶者（とくに妻）の法的地位」

(1) 在留資格の取得、更新

- ・在留資格...「日本人の配偶者等」
- ・在留期限...1年または3年。通常は1年を2回更新すると、次は3年が許可
- ・在留資格申請時の必要書類（更新時と同じ）...日本人夫の戸籍謄本（婚姻の記載有り）・在職証明書・所得証明書・身元保証書など

(2) 在留特別許可

外国人配偶者が婚姻時に適法な在留資格を有していなくても、婚姻要件を

満たせば婚姻は有効に成立。婚姻成立後、適法な在留資格を取得する方法として「在留特別許可」制度があり、「その他法務大臣が特別の在留を許可すべき事情があると認めたとき」（入管法§50 I ④）には「日本人の配偶者等」の在留資格が特別に許可される。

- ・積極要素：①日本人または在日コリアンとの間に婚姻が法的に有効に成立していること、②夫婦として相当期間共同生活をし、互いに協力し扶助していること、③夫婦の間に子供がいるなど婚姻が安定かつ成熟していること
- ・消極要素：刑罰法令違反、入管法違反（資格外活動、不法残留などは除く）、退去強制歴、素行不良などがあること

(3) 離婚

ア、離婚前

- ・裁判所や入管の見解は、「当該婚姻関係が社会生活上、実質的基礎を失っている場合」は「日本人の配偶者等」の資格該当性を欠く。
- ・この見解を背景に、実務上、たとえ法律上婚姻が係属していても、日本人夫が身元保証をしなければ「日本人の配偶者等」の在留資格更新は認められない。但し、調停や訴訟が継続中であることを証明すれば、「日本人の配偶者等」(1年)の更新は原則として可能。

イ、離婚後

- ・離婚後は、離婚時に有していた在留資格「日本人の配偶者等」は、その期限内は有効。しかし期限到来時に

更新できない。

- ・他の在留資格への変更は難しい。

但し、①日本人の実子（日本人を父とする子）がおり（日本国籍の有無は問わない）、②外国人母が当該実子の親権者であり、③外国人母が現に当該実子を養育しているときは、外国人母は「定住者」（1年）への在留資格への変更が認められる。当該実子は「日本人の配偶者等」の在留資格（日本国籍がある場合は別）。

日本人の実子がない場合、日本人の実子はいるが外国人母が親権者として現に養育していない場合は、資格変更は容易ではない。婚姻期間、生活の安定度等により「定住者」の在留資格を認められる場合もある。

（4）妻の国籍

- ・帰化による国籍取得の要件は、①引き続き5年以上日本に居住していること、②20才以上であること、③素行が善良であること、④経済的に自立していること等（国籍法§5）。
- ・但し、日本人の配偶者が帰化する場合は、①は3年で足りる。また、婚姻期間が3年以上ありかつ日本に1年以上居住している場合も、帰化は可能（国籍法7条）。

第2回「子どもの地位」

（1）子の国籍

ア、日本の国籍法は原則として血統主義。「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」はその子は国籍を取得する（国籍法§2①）。

イ、しかし、母が外国人、父が日本人で、両親が法律上婚姻していない場

合は「出生の時に父...が日本国民であるとき」に該当しない。その場合、

- ・認知の効力は出生時に遡るが（民§784）、国籍§2①の解釈上は認知の遡及効は否定（判例、行政解釈）。従って胎児認知（民§783）の場合のみ子は日本国籍取得。
- ・子の出生後に日本人父が子を認知したときは、両親が婚姻した場合にのみ（準正嫡出子）、届出によって当該子は日本国籍を取得するという規定（国籍§3）。→ これは憲法違反という最高裁判決を受けて2008.12 国籍法改正（生後認知でもOK）。

・但し届出時に子が20才以上であれば国籍取得は認められない。

（2）子の在留資格

「日本人の配偶者等」「定住者」

第3回「変わる入管法～新たな在留管理制度～DV被害女性への影響」

従前、外国籍住民に関する情報把握と在留管理は、①入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報把握（外国籍住民の入国時や在留期間更新時など）、②外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報把握（90日以上在留する外国籍住民に市区町村に外国人登録を義務づける）という二元的方法でなされてきた。

2009年に入管法が改正され、移行期間を得て、2012年7月9日より施行され、これに伴い外国人登録制度は廃止される。今回の入管法改定により、①配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留すること（正当な理由の

ある場合を除く)、②上陸後又は届け出た住居地から退去後 90 日以内に住居地の届出をしないこと(正当な理由のある場合を除く)や虚偽の住居地の届出をしたことも、新たに在留資格取消し対象となった。

「配偶者の身分を有する者としての活動」は、通常、「同居していること」が重要な指標とされており、また転居すれば住居地の変更届の義務が外国籍住民にはある。他方、DV 被害者が加害者のもとから避難し、かつ、加害者に所在を知られないよう住居地の変更を届出ないことは、よくある。ところが、DV 被害者が外国籍女性の場合には、避難(別居)は「配偶者としての身分を有する活動」をしていないものとされ(②に該当)、かつ、住居地の変更届をしないことも許されない(③に該当)ということになってしまう。法務省(入国管理局)は、現在、避難した DV 被害者が加害者に所在を知られないよう住居地の変更届をしなかったときは、原則として

「正当な理由がある場合」に該当するとしている。また、避難(別居)した DV 被害者が、離婚や子の親権をめぐる調停中などのときも「正当な理由がある場合」に該当するし、仮にこれに該当しなくても、DV 被害者が日本国籍を有する実子を監護・養育しているようなときは「定住者」への在留資格の変更が可能であり、在留資格変更は許可されれば引き続き在留が認められるとしている。

しかし、診断書や写真が何枚もあるような身体的 DV は別として、そうでなければ DV が正しく認定されるか否かは不明であり、在留資格の取消しや子どもと引き離されることを怖れて、被害女性が加害者のも

とから避難できない事態が想定される。

「出ていけば入管に通報して在留資格を取り消させる」という加害者の脅迫も、より効果的になる。今回の改定は、DV 被害女性の立場をますます弱くするものと言わざるをえない。

第 4 回 「日本人の実子を扶養する外国人親の取扱いについての定住通達(平成 8 年 7 月 30 日)」

日本人の実子を扶養する外国人親については、法務大臣が諸般の事情を考慮して「定住者」と認めることが相当と判断したときには、ケースバイケースで当該外国人親の在留を認めてきたところ、最近、この種の事案が増加し、統一的な取扱いを定める必要性が生じていた。日本人の実子としての身分を有する未成年者が、我が国で安定した生活を営むことができるようにするため、その扶養者たる外国人親の在留についても、なお一層の配慮が必要であるとの観点から、入国在留審査の取扱いを定めたものである。

(1) 日本人の実子を扶養する外国人親の在留資格について

未成年かつ未婚の実子を扶養するため本邦在留を希望する外国人親については、その親子関係、当該外国人が当該実子の親権者であること、現に当該実子を養育、監護していることが確認できれば、「定住者」(1 年)への在留資格の変更を許可する。なお、日本人の実子とは、嫡出、非嫡出を問わず、子の出生時点においてその父または母が日本国籍を有しているものをいう。実子の日本国籍の有無は問わないが、日本人父から認知さ

れていることが必要である。

(2) 在留資格変更後の在留期間更新の取扱い

実子が未だ養育、監護者を必要とする時期において、在留期間の更新申請時に実子の養育、監護の事実が認められない場合は、原則として同更新を許可しない。

2 相談員（支援者）の専門性向上支援モデル—多文化ソーシャルワーク研修案

多文化ソーシャルワークとは、外国人の多様な文化的・社会的背景を踏まえ、ソーシャルワークの専門性を生かして支援を行うことである。在住外国人の増加にともない、地域の生活者として暮らす外国人の抱える問題の多様化・複雑化・深刻化が進んでおり、日本人男性と外国人女性の国際結婚家族におけるドメスティック・バイオレンスや国際離婚、育児不安、外国人児童の不就学、不登校児童が増加している。石河は愛知県においてこうしたソーシャルワークを担う人材として、「多文化ソーシャルワーカー」養成を実践している。本研究では、多文化ソーシャルワーカー養成マニュアルを参考にしながら、多文化ソーシャルワークを専門に実践する専門家養成ではなく、日常業務を行う中で多文化ソーシャルワークの理解とスキルを向上させる目的で研修案を提案するものである。

相談員（支援者）および通訳養成の専門性向上支援モデル研修案（6回分）

第1回 「多文化ソーシャルワークとは何か」

- ・外国籍住民が直線する課題、統計、在

留資格

- ・人の国際的移動と「多文化」の現状
- ・ソーシャルワーク実践

第2回 「ソーシャルワークのアセスメントを学ぶ—DV、人身売買など」

- ・外国人女性のDV、人身売買など複合的な被害の事理
- ・アセスメント、目標設定、社会背景、DV法、在留資格、入管法
- ・福祉制度、関連法、諸制度
- ・支援計画、
- ・受容、自己決定

第3回 「ソーシャルワークの展開プロセス～子ども、教育の事例」

- ・外国人女性の子ども、中途入国の子ども（いじめ、DV目的、性被害）
- ・ソーシャルワークのプロセス（支援計画、関係機関との連携）
- ・面接技法、ロールプレイ

第4回 「多様な文化に配慮したソーシャルワーク～高齢者福祉」

- ・中国からの帰還者、難民
- ・異文化コミュニケーション
- ・同国人コミュニティの関与
- ・支援計画、グループ発表

第5回 「グループワークとエンパワメント」

- ・女性労働者の事例、労働問題支援、就労支援
- ・医療問題、通訳支援
- ・支援計画、グループ発表

第6回 「コミュニティワークとソーシャルアクションを学ぶ～全体をふりかえって」

- ・地域社会へのソーシャルワーク、
- ・ストレスマネジメント（バーンアウト予防）
- ・講座のふりかえり

<参考文献>

白井 京 2007 「韓国の外国人労働者政策と関連法制」『外国の立法 231』2007年2月

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/231/023105.pdf> (2011年7月30日アクセス)

白井 京 2008 「在韓外国人処遇基本法—外国人の社会統合と多文化共生—」『外国の立法 235』2008年3月

白井 京 2008 「韓国の多文化家族支援法—外国人統合政策の一環として」『外国の立法 238』2008年12月
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/238/023807.pdf> (2011年7月30日アクセス)

宣 元錫 (2007) 「韓国の移住外国人と外国人政策の新展開」 一橋大学大学院社会学研究科・総合政策研究室 情報

化・サービスと外国人労働者に関する研究 Discussion Paper No.7

李節子 2004 「在日外国人女性のドメスティック・バイオレンス被害に対する社会資源—その現状と課題」アジア女性基金

KWON jin-sook, SHIN hae-ruoung, KIM jung-shin, KIM seong-kyoung, PARK jin-young, 2006
KWON jin-sook, SHIN hae-ruoung, KIM jung-shin, KIM seong-kyoung, PARK jin-young, 2006
『家族福祉論』、共同体

Korea Immigration Service, Ministry of Justice STATISTICS 2009 (Immigration Annual Report)
http://www.iom-mrtc.org/english/stats/stats01_view.php?idx=803&pagenumber=1&sname=Subject&stext=&PHPSESSID=b2a3c3ae41b68e374fb08dfedbf6a378 (2012年3月4日アクセス)

表1 国籍別・男女別外国人登録数 (2010年)

	国名	総数	男性	女性	女性比
1	中国	687,156	286,032	401,124	58.4%
2	韓国・朝鮮	565,989	257,761	308,228	54.5%
3	ブラジル	230,552	125,291	105,261	45.7%
4	フィリピン	210,181	46,216	163,965	78.0%
5	ペルー	54,636	28,797	25,839	47.3%
6	米国	50,667	33,420	17,247	34.0%
7	ベトナム	41,781	22,469	19,312	46.2%
8	タイ	41,279	10,364	30,915	74.9%
9	インドネシア	24,895	16,202	8,693	34.9%
10	インド	22,497	15,712	6,785	30.2%

出典) 法務省入国管理局

表2 韓国の在留外国人統計

年	2004	2005	2006	2007	2008	2009
外国人数	750,873	747,467	910,149	1,066,273	1,158,866	1,168,477
人口	48,583,805	48,782,274	48,991,779	49,268,928	49,540,367	49,773,145
対人口比	1.55%	1.53%	1.86%	2.16%	2.34%	2.35%

韓国 法務部統計

表3 三政権の政策の特徴

政権	特徴	在任中に制定された主な法律など
キム・デジョン(金大中) 1998～2002	基本的人権の確保	男女差別禁止法 1995-2001 国家人権委員会の設置 2001 「女性部」の発足 2001 母性保護関連三法の改正 2001 性売買全国調査 2002 米務省人身取引レポート評価 Tier 3 (2001) から Tier 1 へ (2002)
ノ・ムヒョン (盧武鉉) 2003～2007	家族政策の本格的導入 グローバル化への対応	健康家族基本法 2003 「女性・家族部」に組織改編 2004 性売買禁止法 2004 ひとり親家族支援法 (従来之母・父子福祉法を改正) 2007 在韓外国人処遇基本法 2007 国籍法改正 2007 国際結婚斡旋業者規制法 2007
イ・ミョンバク (李明博) 2008～現在	グローバル社会に、より現実的に対応した家族・社会統合政策	家族親和社会環境醸成促進法 2008 多文化家族支援法 2008

齋藤百合子作成

第3部

資料編

シェルター利用者調査

<調査のご協力のおお願い>

*本調査は、厚生労働科学研究費補助金による研究助成「DV 対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究」（平成 21～23 年度、研究代表者：戒能民江）の事業として実施しています。ドメスティック・バイオレンス被害について、支援の現場の実情に即して把握し、今後必要とされる支援モデルや支援策について検討することを目的としております。

*本調査で把握された利用者の状況については数量的に処理しますので、個人が特定されることはありません。守秘義務を遵守するとともに、データの管理に関しましては、細心の注意を払い、安全管理の体制を整えて実施いたします。個人情報やシェルター名が漏洩することはありません。

<調査の対象と実施方法について>

*貴シェルターを平成 21 年度に利用された方のうち、平成、21 年度内（平成 22 年 3 月 31 日まで）に退所した方の状況についてご記入下さい。なお、調査票は利用者 1 人につき 1 枚でお願いします。

*調査票は、「日本国籍の方用」と「外国籍の方用」の 2 種類があります。

*調査票を 部同封いたしました。不足分がある場合には、お手数をおかけしますが、以下の連絡先までご一報くださいますようお願いいたします。

連絡先：お茶の水女子大学 戒能研究室
メールアドレス：kaino.tamie@ocha.ac.jp
電話・fax：03-5978-5789

*** 11 月 30 日(火)までにご返送下さいますようお願い申し上げます。**

シェルター名

都道府県名	名称
-------	----

平成 21 年度内退所者数及び調査票枚数

年度内退所者数	調査票枚数
名（外国籍 名／日本国籍 名）	日本国籍用 枚・外国籍用 枚

記入者のお名前

--

記入日 平成 22 年 月 日

問6 利用者の利用経路について、該当するものに○印をつけて下さい。(ひとつに○)

1. 直接本人によるもの
2. 警察
3. 婦人相談所
4. 配偶者暴力相談支援センター
5. 福祉事務所
6. その他 ()

問7 利用者(本人)には障害や、通院を必要とする疾病、または妊娠があります(ありました)か。(あてはまるものに○)

1. 障害がある
2. 通院を要する疾病がある
3. 妊娠していた (週)
4. 特にない⇒問8へ

問7-1 障害がある場合、それほどのような障害でしょうか(あてはまるものすべてに○)。手帳の有無にも○をお願いします。

1. 身体障害 → 1. 手帳あり 2. 手帳はないが症状がある
2. 知的障害 → 1. 手帳あり 2. 手帳はないが症状がある
3. 精神障害 → 1. 手帳あり 2. 手帳はないが症状がある
4. 発達障害 → 1. 手帳あり 2. 手帳はないが症状がある
5. その他(具体的に:)

問7-2 通院を必要とする疾病は、どのような病名でしょうか。

()

問7-3 妊娠にどのように対応しましたか。

()

問8 入所前後の状況として利用者にはどのような困難な課題がありましたか。次の項目のうち、該当するものすべてに○印をつけて下さい。また、()内はその状況についてご記入ください。(○はいくつでも)

1. 夫等からの暴力
2. 子どもからの暴力
3. その他の者からの暴力(誰から:)
4. 離婚問題・内縁関係の解消
5. その他の人間関係上の問題 ()
6. 人身取引被害
7. 家賃滞納や立ち退き
8. 住み込み先追い立て
9. 罹災
10. 退院先なし
11. 路上生活
12. その他の住居問題 ()
13. 生活困窮
14. 借金・サラ金
15. 病気
16. うつ・うつ状態・気分障害
17. アルコール依存、薬物依存、その他の依存状態
18. PTSD
19. 妊娠・出産
20. その他 ()

問9 被害の現状からみて、保護命令を必要とする状況でしたか。

1. 必要性があった ⇒問9 - 1へ 2. 必要性はなかった⇒問10へ

問9 - 1 シェルター利用中・退所後を含め、実際に取得した保護命令はありますか。
(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1. 接近禁止命令 | 2. 子どもに対する接近禁止命令 |
| 3. 親族・支援者に対する接近禁止命令 | 4. 退去命令 |
| 5. 申立てたが却下された | 6. 申立てたが取下げた |
| 7. 申立てなかった(理由: _____) | |

問10 シェルターからの退去先について該当するものに○印をつけて下さい。(ひとつに○)

- | | | | |
|-------------------|--------------|-----------|------------------|
| 1. 民間賃貸住宅(アパートなど) | 2. 公営住宅 | 3. 社宅・社員寮 | 4. 婦人相談所 |
| 5. 母子生活支援施設 | 6. 他の民間シェルター | 7. 生活保護施設 | |
| 8. その他の福祉施設 | 9. 帰郷(帰国)・帰宅 | 10. 親族宅 | |
| 11. 友人・知人宅 | 12. 入院 | 13. 不明 | 14. その他(_____) |

問10 - 1 母子分離となったお子さんがいますか。(ひとつに○)

1. 母子分離した(退去先: _____) 2. 母子分離はしていない

ご協力誠にありがとうございました。

問8 入所前後の状況として利用者にはどのような困難な課題がありましたか。次の項目のうち、該当するものすべてに○印をつけて下さい。また、()内はその状況についてご記入ください。(○はいくつでも)

1. 夫等からの暴力
2. 子どもからの暴力
3. その他の者からの暴力(誰から:)
4. 離婚問題・内縁関係の解消
5. その他の人間関係上の問題()
6. 人身取引被害
7. 家賃滞納や立ち退き
8. 住み込み先追い立て
9. 罹災
10. 退院先なし
11. 路上生活
12. その他の住居問題()
13. 生活困窮
14. 借金・サラ金
15. 病気
16. うつ・うつ状態・気分障害
17. アルコール依存、薬物依存、その他の依存状態
18. PTSD
19. 妊娠・出産
20. その他()

問9 被害の現状からみて、保護命令を必要とする状況でしたか。

1. 必要性があった ⇒問9-1へ
2. 必要性はなかった ⇒問10へ

問9-1 シェルター利用中・退所後を含め、実際に取得した保護命令はありますか。

(○はいくつでも)

1. 接近禁止命令
2. 子どもに対する接近禁止命令
3. 親族・支援者に対する接近禁止命令
4. 退去命令
5. 申立てたが却下された
6. 申立てたが取り下げた
7. 申立てなかった(理由:)

問10 シェルターからの退去先について該当するものに○印をつけて下さい。(ひとつに○)

1. 民間賃貸住宅(アパートなど)
2. 公営住宅
3. 社宅・社員寮
4. 婦人相談所
5. 母子生活支援施設
6. 他の民間シェルター
7. 生活保護施設
8. その他の福祉施設
9. 帰郷(帰国)・帰宅
10. 親族宅
11. 友人・知人宅
12. 入院
13. 不明
14. その他()

問10-1 母子分離となったお子さんがいますか。(ひとつに○)

1. 母子分離した(退去先:)
2. 母子分離はしていない

ご協力誠にありがとうございました。

婦人相談所における一時保護所の運営と支援に関する調査

A 票：一時保護所用調査票

特に指定のない限り、2011年10月1日現在の状況をご記入ください。

本調査で把握された結果については施設・個人が特定されることのないよう、統計的に処理いたします。地域別・都道府県別の結果は公表されません。また、守秘義務を遵守するとともに、データの管理に関しましては細心の注意を払い安全管理の体制を整えて実施いたします。

ご記入いただきました調査票は、2011年11月25日(金)までに、同封した封筒にてご投函いただけますようお願いいたします。

【本調査に関する問い合わせ先】

お茶の水女子大学 戒能民江研究室

メールアドレス：kaino.tamie@ocha.ac.jp

FAX : 03-5978-5789

一時保護所の体制についてお伺いします。

問 1 婦人保護施設との併設の有無（ひとつに○）

1. 併設している 2. 併設していない

問 2 職員構成についてお尋ねします（予算上の配置数ではなく、実数をご記入下さい）。

該当する職員の配置がない場合は「0」とご記入ください。

（1）職員構成数（2011年10月1日現在）をご記入ください。

	主任 指導員	相談 指導員	婦人 相談員	心理 判定員	専任 当直員	業務 当直員	臨時 職員	看護師	電話 相談員	栄養士
常勤	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
非常勤	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名

（2）同伴児童のケアを行う指導員（保育士又は児童指導員）は、何名ですか。

常勤：（ ）名 ・ 非常勤：（ ）名	計（ ）名
--	------------------

問 3 - 1 2009～2011 年度における、一時保護所の入所定員をご記入ください。

（一時保護所）	2009 年度	2010 年度	2011 年度（4月～9月）
入所定員	名	名	名

問 3 - 2 2011 年度（4月～9月）における、一時保護された女性の入所者実数、18歳以上の同伴家族実数および18歳未満の同伴児童実数をご記入ください。

同一人物が複数回入所した場合は、入所回数に関わらず「1人」と実数で数えてください。

（一時保護所）	女性入所者実数	同伴家族 （18歳以上）実数	同伴児童 （18歳未満）実数
2011 年度 （4月～9月）	名	名	名

（記入例）

2011 年度 4月～9月に女性 A さん（単身、1回のみ入所）、女性 B さんと同伴児童 2名（4月に1回目の入所、8月に2回目の入所）、女性 C さんとその母親（1回のみ入所）が入所した場合、

女性入所者実数：3名（A、B、C）

同伴家族実数： 1名（Cの母）

同伴児童実数： 2名（Bの子2名） とご記入ください。

問4 一時保護所の運営についてお尋ねします。

問4-1 利用期間は、どのように設定していますか。(ひとつに○)

1. 原則として () 日として設定
2. その他 ()
3. 特に定めていない

問4-2 外出の門限時間(ひとつに○)

1. 原則として () 時までとして設定
2. その他 ()
3. 特に定めていない

問4-3 居室数

それぞれにつき、数字をご記入ください。該当する部屋がない場合は「0」とご記入ください。

1. 単身用個室 () 部屋	2. 単身用相部屋 () 部屋
3. 母子用個室 () 部屋	
4. その他(部屋のタイプ : その数) 部屋	

問4-4 平日以外の土曜・日曜・祝日の受け入れについては、どのように対応していますか。(ひとつに○)

1. 受け入れる
2. 受け入れない → (問4-5へ)

↓

「平日以外に受け入れる」場合、どのように対応していますか。

問4-5 平日開所時間外の受け入れの実施についてお尋ねします。(ひとつに○)

1. 受け入れる
2. 受け入れない → (問5へ)

↓

「時間外に受け入れる」場合、どのように対応していますか。

問5 一時保護所の利用条件についてお尋ねします。

(年齢制限)

問5-1 本人の年齢制限の有無について(ひとつに○)

1. 年齢制限がある → (具体的に: _____)
2. 年齢制限はない

問5-2 同伴児の年齢制限について具体的にお書き下さい。

男児の場合	生後	以上	まで
女児の場合	生後	以上	まで

(疾病や障害)

問5-3 車イスの利用者に対する入所制限について(ひとつに○)

1. 受け入れ可能
2. 受け入れは難しい
3. 介護できる者が同伴していれば可能
4. その他 (_____)

問5-4 「介助」が必要な方の受け入れ(ひとつに○)

1. 受け入れ可能
2. 受け入れは難しい
3. 介護できる者が同伴していれば可能
4. その他 (_____)

問5-5 精神的疾患(またはその疑い)のある人の入所条件・入所制限について具体的にお書き下さい。

問5-6 知的障害(またはその疑い)がある人の入所条件・入所制限について具体的にお書き下さい。